

(平成24年11月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和40年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月1日から同年4月11日まで
昭和39年4月1日にA社に入社し、40年3月1日付けで同社B支社へ転勤となった。転勤であり、同社を退職した覚えはないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び同社の人事担当者の供述等から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和40年3月1日に同社本社から同社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和40年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間における厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月 31 日から 53 年 3 月 30 日まで
A社に昭和 52 年 8 月 31 日から 53 年 3 月 30 日まで勤務していた。それより前に勤務していた関連会社である B社では記録があるが、申立事業所において記録が無いのはおかしい。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したとしている A社は、商業登記の記録が無く、設立時期は特定できないが、オンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が退職した後の昭和 53 年 7 月 28 日であり、申立期間においては、適用事業所としての記録が無い。

また、A社は既に昭和 56 年 4 月 30 日に適用事業所ではなくなっているところ、当時の事業主は、「A社における人事記録等の資料は何も残っていない。申立人は同社には入社していない。」と証言しているほか、同社における申立人の雇用保険の加入記録も確認できない。

さらに、申立期間当時、A社と同一場所にあったと申立人が供述している関連会社で、申立期間直前まで申立人自身の厚生年金保険の記録が確認できる B社において勤務していた複数の元同僚等に対して調査を行ったが、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について証言は得られない上、申立人自身も申立期間における保険料控除について記憶にないと供述しているなど、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。